

## 1. 事業説明シート

(区分) 国補・県単

事業名	道路事業【緊急道路整備改築事業（国補）】	事業箇所	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目～鰍沢	地区名	(主) 市川三郷富士川線（富士橋）	事業主体	山 梨 県
(1) 事業の概要				(3) 中・長期計画等の位置付け			
①課題・背景				山梨県社会資本整備重点計画一第三次一（H27.12予定） 山梨県地域防災計画（第2次緊急輸送道路に指定）（H26.3） 山梨県橋梁長寿命化実施計画（架替え橋梁に分類）（H22.3） 山梨県強靭化計画（H27.12予定）			
主要地方道市川三郷富士川線は、市川三郷町を起点とし、富士川町内で国道52号と接続するまでの全長8.6kmの幹線道路であり、第二次緊急輸送道路にも指定されている路線である。富士橋は、富士川の両岸の生活圏を連携する道路としても大変重要な役割を担っているが、幅員が狭く大型車同士のすれ違いが困難なうえ、昭和25年竣工と現行の耐震基準を満たしていない。さらに、富士川の洪水時の計画水位は現在の路面とほぼ同じ高さであり、河川管理上の支障もあることから、早急に橋梁整備に着手する必要がある。							
②整備目標・効果				(4) 事業位置等図			
□主要目標 ○災害に強い道路の確保 危険度（橋梁等） 耐震未補強、耐荷未補強 損傷度等（橋梁等） 損傷状況による対策区分 C 緊急輸送道路の指定 指定有り（第二次緊急輸送道路） 自動車交通量 3,464台/12h > 3,314台/12h以上（平日）※評価基準値				 <p>例 — 今回事業評価箇所</p>			
□副次目標 ○生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上 混雑時走行速度 26.3km/h < 30km/h以下※ 自動車交通量 3,464台/12h > 3,314台/12h以上（平日）※評価基準値							
□副次効果 ○アクセス機能の維持 集落と集落を結ぶアクセス道であり、1箇所の通行止めで迂回に2倍以上の時間がかかる道路							
③目標達成の方法 富士川町駅前通二丁目～鰍沢におけるL=600mについて橋梁を整備 車道幅員5.5m→6.0m 歩道幅員2.0m→2.5m（片側）							
(2) 整備内容と整備量							
①整備内容 道路改良 L=600m W=6.0(10.0)m (橋梁架替工（富士橋）1橋 L=310m)							
②整備期間 平成28年度～平成34年度							
③総事業費 約4,000百万円（国費2,600百万円(6.5/10)県費1,400百万円(3.5/10)）							
④全体計画 (年度別整備内容) (事業費)							
平成28年度 測量、地質調査、詳細設計 100百万円							
平成29年度 用地測量、用地調査 200百万円							
平成30年度 用地取得、橋梁下部工事 700百万円							
平成31年度 橋梁下部工事 1,000百万円							
平成32年度 橋梁上部工事 1,000百万円							
平成33年度 橋梁上部工事、道路改良工事 800百万円							
平成34年度 道路改良工事、旧橋撤去工事 200百万円							
□既整備内容・期間・事業費 なし							

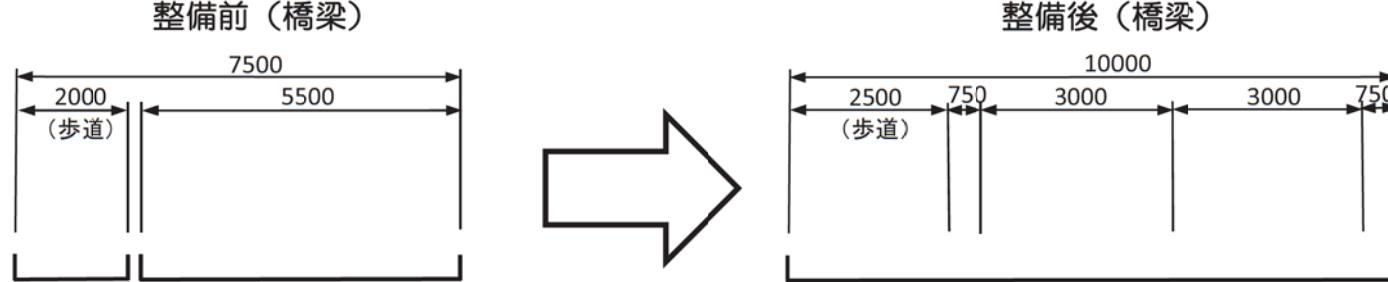
## 平成27年度 公共事業事前評価調書

(1) 公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	(妥当・妥当でない)	(5) 整備手法の有効性	(妥当・妥当でない)
(理由) 本路線は、峡南地域における幹線ネットワークを構成する重要な路線であるとともに第二次緊急輸送道路であることから、公益性が高く、その整備は行政が実施すべきである。		(理由) 走行性・安全性を満足した道路線形を決めるとともに、仮橋が不要で橋長をなるべく短くし経済性に優れる計画とした。	
(2) 事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	(妥当・妥当でない)	□他の整備手法の有無 <有・無> (状況) なし	
(理由) 道路法第15条の規定により県が実施すべき事業である。			
(3) 経済効率性	(妥当・妥当でない)	(6) 環境負荷への配慮	(妥当・妥当でない)
(理由) ・費用(C)=31.5億円 (内訳)改築費31.0億円 維持管理費0.5億円 ・便益(B)=47.0億円 (内訳)走行時間短縮38.0億円 走行経費減少7.2億円 交通事故減少1.8億円 ・費用便益比 (B/C) = 1. 5 費用便益比 (B/C) は国の採択基準1. 0を超えてる。		(理由) 周辺は急峻な地形の箇所が多くあることから、架け替えに伴う道路改良により大規模な地形改変を生じさせない架橋位置とし、仮橋や長期間の交通規制を伴わないように計画することにより、工事による交通渋滞を最小限にするよう配慮する。	
(4) 事業実施・規模の妥当性	(妥当・妥当でない)	(7) 事業計画の熟度	(妥当・妥当でない)
(理由) 富士橋は山梨県橋梁長寿命化実施計画において架け替え橋梁に位置づけられており、老朽化した同施設の架替区間に限定して整備する。		(理由) 平成25年5月に富士川町から整備に関する要望書が提出されている。また、架橋位置については、河川管理者と協議し了解を得ている。	
□同等施設等(計画を含む)の有無 <有・無> (状況)		《総合評価》	(妥当・妥当でない)
□必要整備量の根拠 (状況) 架け替えに伴い地域の生活への影響が少ないと、また、河川への影響も少ない架橋位置を選定し、最低限の区間L=600mとした。 幅員等は、道路構造令及び山梨県道の構造基準等を定める条例による。また、橋の構造基準は、道路橋示方書による。		(理由) 7項目全て妥当と評価されることから、実施が妥当と判断する。	

平面図

省 略

標準横断図



平成27年度 公共事業事前評価調書

①富士橋(左岸側から)



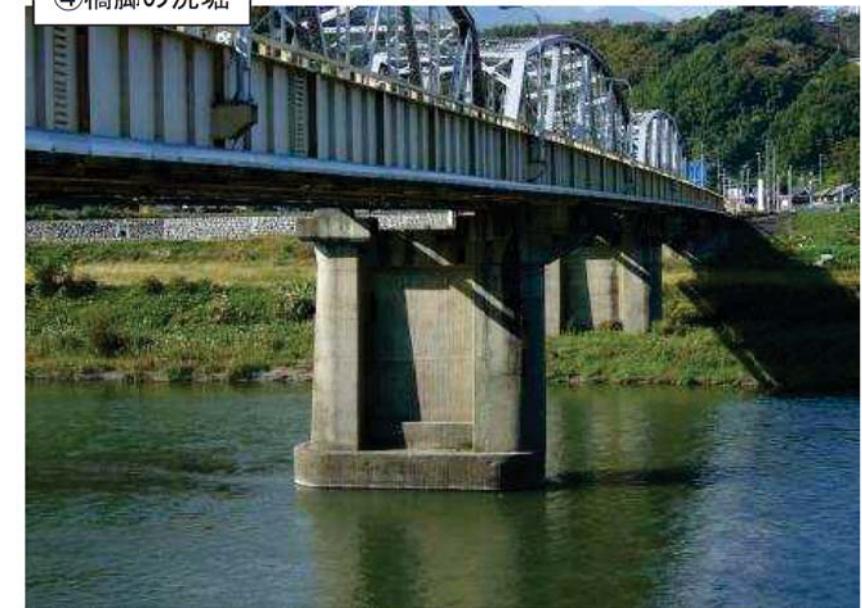
②富士橋(右岸側から)



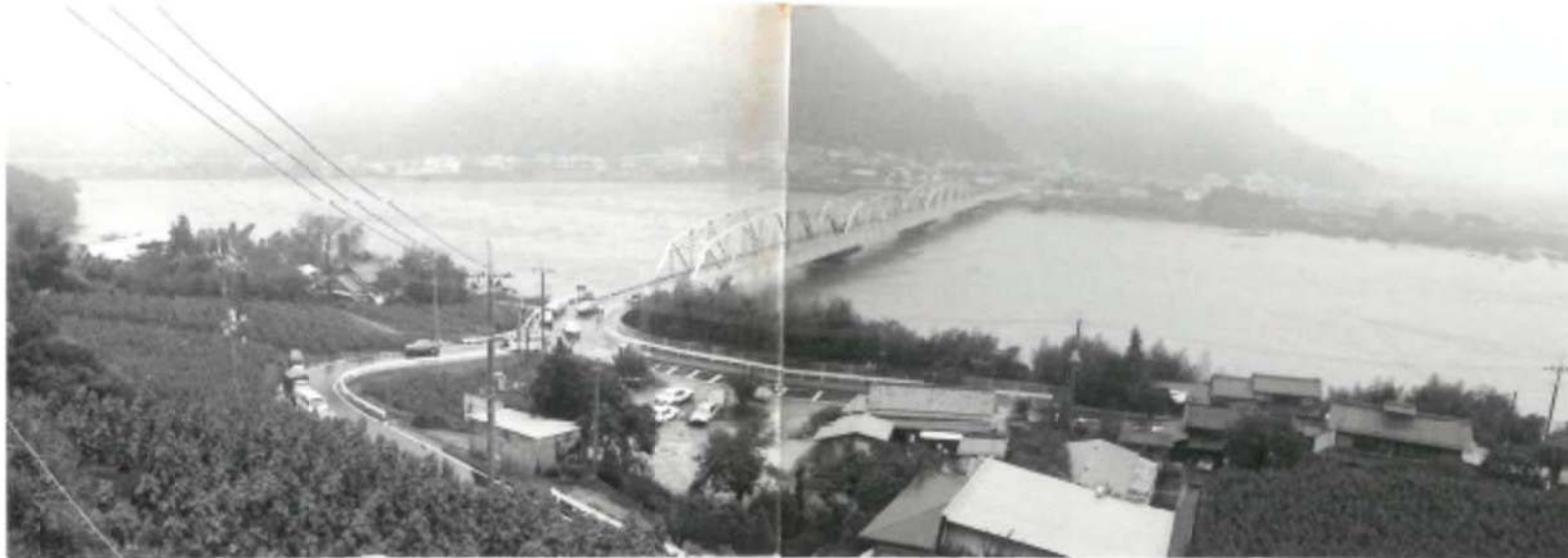
③大型車のすれ違い困難



④橋脚の洗堀



富士橋付近の洪水時状況(昭和57年台風10号)



富士橋付近の洪水時状況(昭和57年台風10号)

